



生命保険契約者のみなさまへ

家族と備える認知症



一般社団法人

生命保険協会

はじめに

人生100年時代という超高齢社会の到来を踏まえ、ご高齢の方にご提供するサービス内容を高度化させ、安心して契約を継続いただける環境を整備していくことは、みなさまの人生に寄り添いつつ長期の保障等を提供する生命保険業界にとって極めて重要な課題と認識しております。本冊子は、急増を続ける認知症へのサポートを業界全体で推進していく観点から、認知症となった場合等に本人だけでなく家族にも生じる不便を含めた課題を整理し、家族の間で備えておくことが望ましい点をまとめたものです。ぜひご活用ください。

目次

1 なぜ認知症への備えが必要なの？

1-①	人生の備えと生命保険の手続き	3
1-②	平均寿命と健康寿命	4
1-③	高齢化の進展と認知症の人の増加	5
	参考：認知症とは	6

2 どのように認知症に備えるの？

2-①	保険契約者が認知症になると家族が困ること	7
2-②	認知症になる前に、家族と備えられること	8
	参考：指定代理請求制度・指定代理請求特約	11

3 どのような制度や仕組みがあるの？

3-①	成年後見制度	13
3-②	家族信託	14

監修者より	15
参考：お客さま相談窓口	16
生命保険の相談・苦情の連絡先	18
チェックリスト	19

1

なぜ認知症への備えが必要なの？



1-1 人生の備えと生命保険の手続き

私たちの人生では、子どもの誕生や独立、入院や死亡等の際に、保険の見直しや各種手続きが必要になります。

(一例)

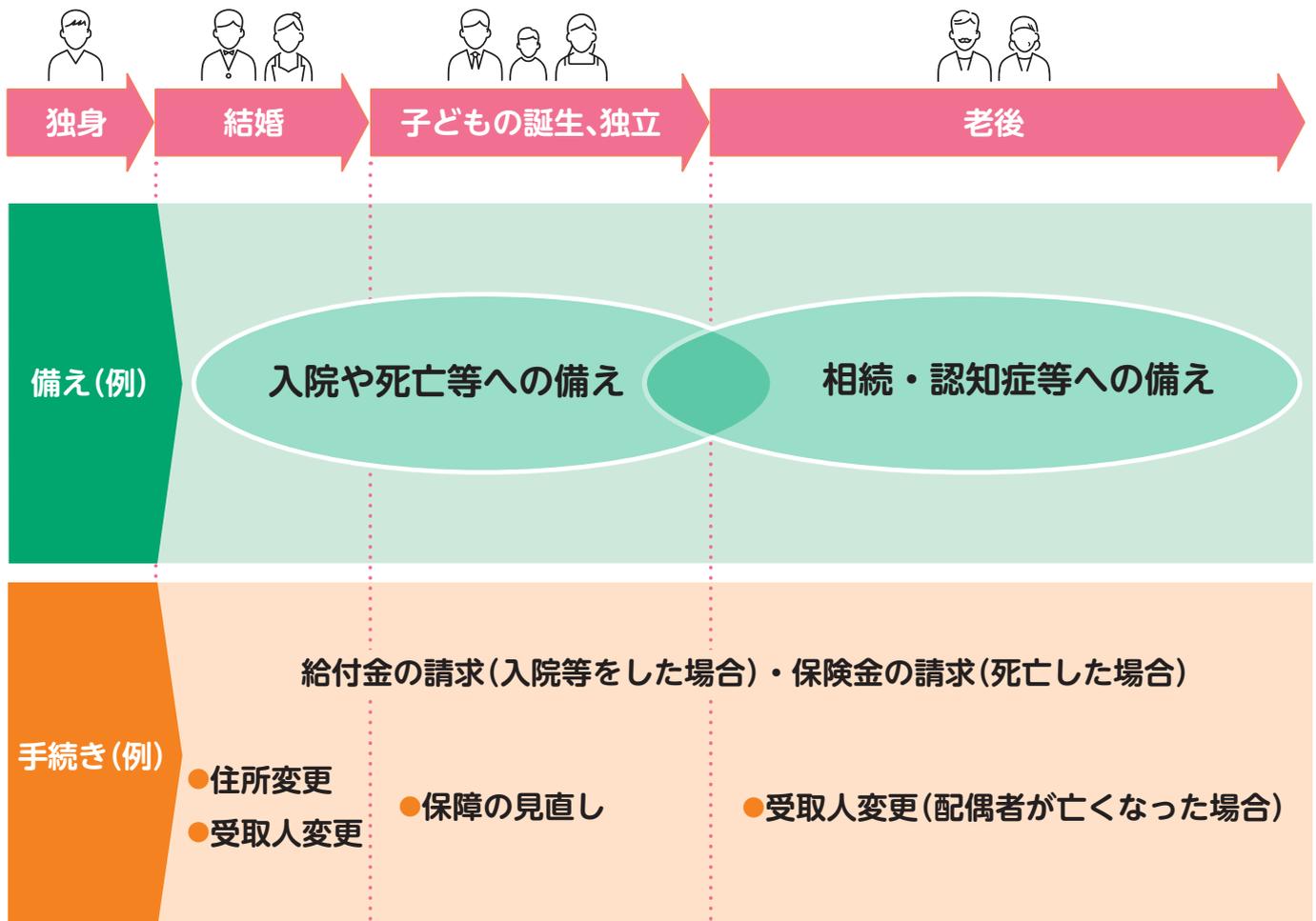


図1：人生の備えと生命保険の手続き(イメージ)

1-2 平均寿命と健康寿命

人生100年時代といわれる中、平均寿命は延び続けています。その一方で、平均寿命と健康寿命には約10年の差があります。(健康寿命とは、元気に自立して生活できる期間のことです。) 今後も平均寿命は延びていく見通しですので、いかに健康でいる期間を延ばせるかが大切です。

平均寿命の推移と将来推計

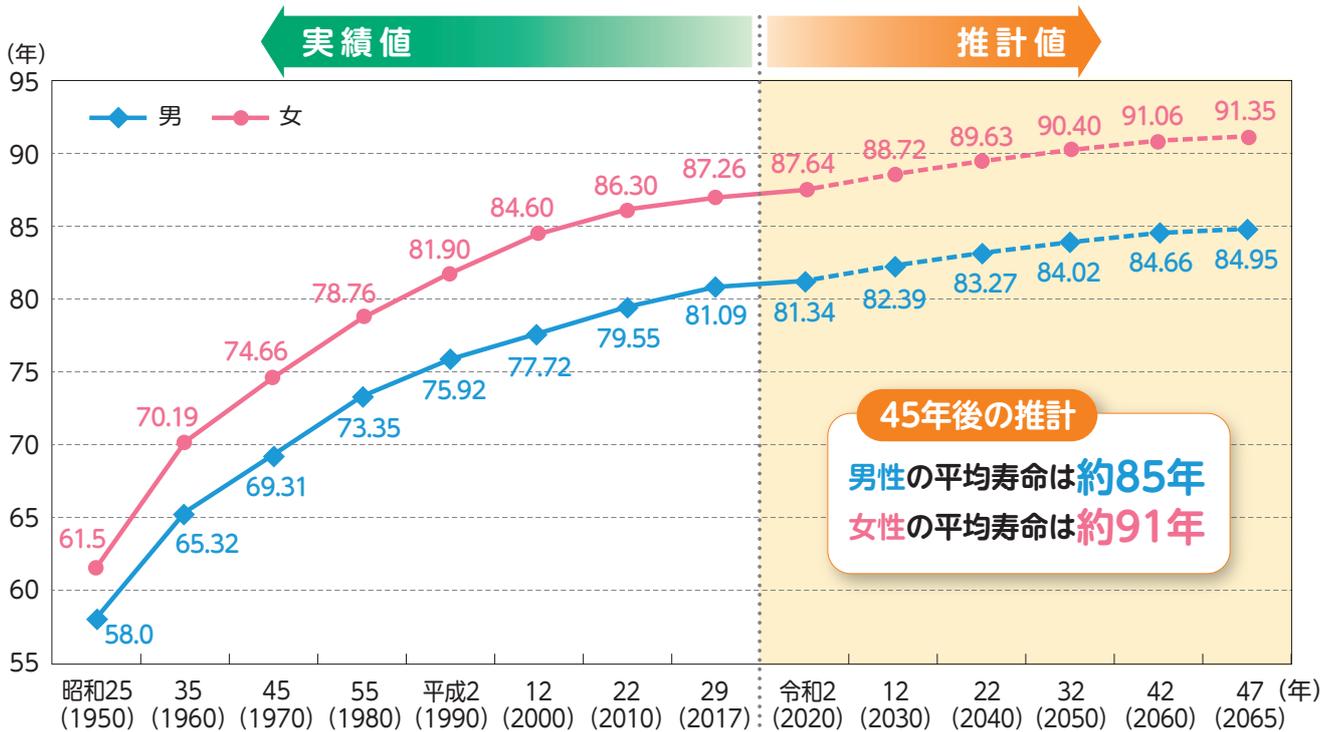


図2：平成30年版高齢社会白書をもとに作成

平均寿命と健康寿命の差(2016年)



図3：平成30年版高齢社会白書をもとに作成

1-3 高齢化の進展と認知症の人の増加

高齢化の進展とともに認知症の人が増加しており、特に75歳以降で年齢とともに有病率が急上昇しています。今後も有病率の上昇が見込まれ、認知症は誰がなりうるものであり、他人ごとではありません。生命保険の契約者が認知症になると、保険の手続き等において困ったことが起きます(☞7ページ参照)。

有病率(特に75歳以上)の急上昇→認知症は他人ごとではない

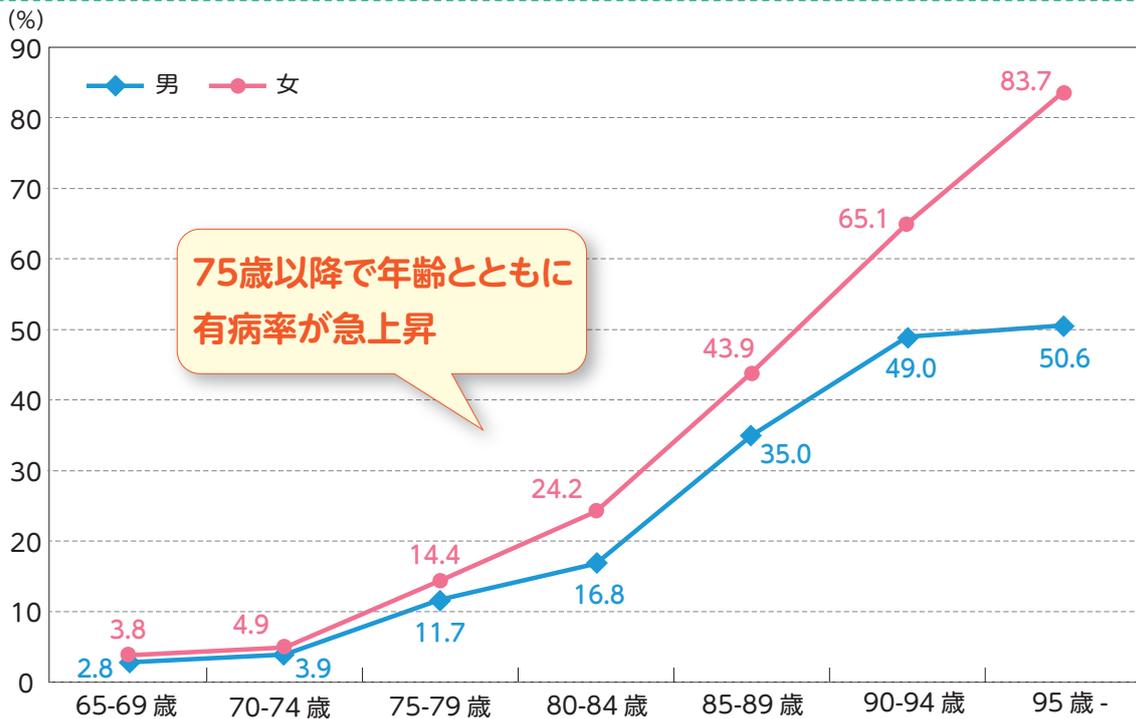


図4: 「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応:平成23年度総括・分担研究報告書 厚生労働科学研究費補助金認知症対策総合研究事業(朝田隆ほか)」をもとに作成

●人に1人が認知症→有病率(特に75歳以上)の急上昇

	2012年	2040年	2060年
認知症の患者数(推定)	462万人	953万人	1,154万人
65歳以上人口における認知症の人の割合	15.0% 7人に1人が認知症	25.4% 4人に1人が認知症	34.3% 3人に1人が認知症

図5: 『日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究』(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業九州大学二宮教授)による速報値各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計人数/(率)をもとに作成

認知症とは



いろいろな原因で脳の細胞が壊されたり、働きが悪くなったりしたためにさまざまな障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態（およそ6ヶ月以上継続）のことを言います。

認知症の症状として「中核症状」と「行動・心理症状」があります。

中核症状	 記憶障害	物事を覚えられなくなったり、思い出せなくなる
	 理解・判断力の障害	考えるスピードが遅くなる 家電やATMが使えなくなる
	 実行機能障害	計画や段取りを立てて行動できない
	 見当識障害	時間や場所、やがて人との関係がわからなくなる

主な行動・ 心理症状	<行方不明など> 歩き回って、帰り道がわからなくなるなど
	<妄想> 物を盗まれたなど事実でないことを思い込む
	<幻覚> 見えないものが見える、聞こえないものが聞こえるなど
	<暴力行為> 自分の気持ちをうまく伝えられないなど、感情をコントロールできないために暴力をふるう
	<せん妄> 落ち着きなく家の中を歩き回る、独り言をつぶやくなど
	<抑うつ> 気分が落ち込み、無気力になる
	<人格変化> 穏やかだった人が短気になるなどの性格の変化
	<不潔行為> 風呂に入らない、排泄物をもてあそぶなど

軽度認知障害 (Mild Cognitive Impairment : 略して MCI)

正常な状態と認知症の中間の状態であり、物忘れはあるが日常生活には支障がない状態。2012年時点で約400万人と推計。軽度認知障害 (MCI) のうち、年間10~30%程度が認知症に進行するといわれています。

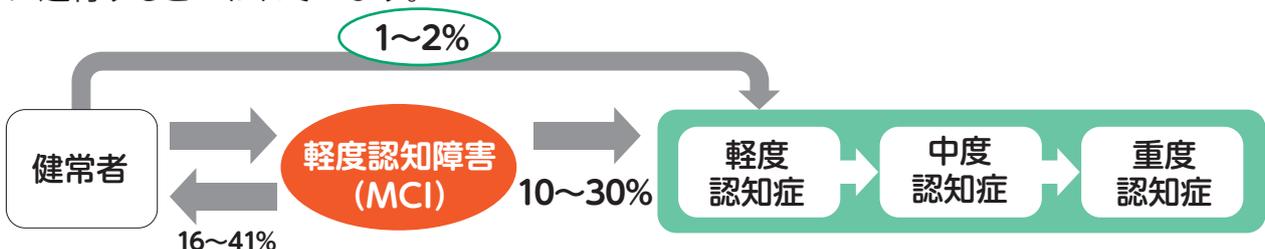


図6：社会保障審議会介護保険部会（令和元年6月20日）資料をもとに作成

2

どのように認知症に備えるの？



2-1 保険契約者が認知症になると家族が困ること

契約者が認知症になり、判断能力が低下すると、日常生活に支障をきたすだけでなく、自分の財産管理もできなくなってしまい、生命保険を含めた各種契約の管理・手続きが難しくなります。その際は家族等に助けをもらいながら対応することになると思われませんが、生命保険の手続きは家族も対応できずに困ることがあります。契約者本人が元気なうちに、家族の間で備えておくことが大切です。

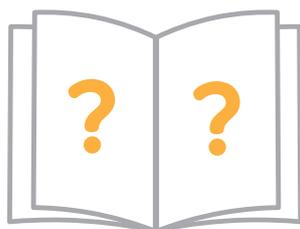
家族が困ること

生命保険に加入しているかどうか分からない



8ページ参照

(加入していても…)
契約の内容がわからない



9ページ参照

(契約の内容がわかっても…)
本人の代わりに
給付金等の請求は
できる？



10～12ページ参照

2- 2 認知症になる前に、家族と備えられること

事例 1 生命保険に加入しているかどうか わからない

契約者(本人)は、医療保険に加入。数年前から判断能力が低下。
最近、肺炎で入院することになった。



家族が困ること



生命保険に加入しているのなら給付金の請求を
したいけれど、そもそも**加入しているかどうか**
わからないわ。

「生命保険に加入していること自体は聞いていたけれど、どこの生命保険会社
に加入しているかわからない」といったケースもあります。

事前に備えられること

本人が認知症等になってしまった場合に備え、どのような保険に加入しているか、
家族がわかるようにしておきましょう。(👉 9 ページ参照)

事例 2 契約の内容がわからない

契約者(本人)は、死亡保険に加入。最近、判断能力が低下。
妻が書類を整理していると知らない保険証券が出てきた。



家族が困ること



契約の内容を確認するために生命保険会社に連絡したけれど、契約者である**夫の同意が必要**と言われた。でも、夫は**認知症だから聞くことができない**。

家族等へ契約内容をお答えするには、原則として契約者本人の同意が必要です。

事前に備えられること

- 元気なうちに生命保険に加入していることや、保険契約の内容を家族に話しておく。(記念日などの機会に継続的に確認するなど工夫することも重要です)
- 保険証券などの契約関係書類は、保管する場所を決めて家族と共有する。

※原則として契約内容については契約者本人以外の方にはお答えできません。

※生命保険会社から定期的にご契約内容のお知らせで、内容を確認しておきましょう。

※本人の連絡先のほか、家族等の連絡先の登録や事前に登録した家族等に契約内容等をお伝えするサービスを行っている会社もあります。生命保険会社から案内があった場合、登録をご確認ください。

※事例における取扱いは生命保険会社により異なります。詳細は加入している生命保険会社にご相談ください。

事例 3 給付金等の請求はできる？

契約者(かつ被保険者本人)は、医療保険に加入していることを家族と共有。
数年前から判断能力が低下。今回、肺炎で入院することになった。



家族が困ること



認知症だから、夫からは請求できないわ。
このまま給付金がもらえないのかもと思うと不安だわ。

事前に備えられること

- 代理請求の仕組み(指定代理請求制度・指定代理請求特約)を活用しているか確認。(☎ 11 ページ参照)
- 活用している場合は指定代理請求人を誰にしているか確認し、その人に指定されていることを伝える。

※通常、入院等の給付金は被保険者本人からの請求となりますが、被保険者本人が請求できない場合に備えて指定代理請求制度・指定代理請求特約等を生命保険会社が設けています。

※代理請求の制度のほか、本人の申出により事前に登録した家族から、給付金の請求等の手続きを可能とする制度を設けている会社もあります。

※事例における取扱いは生命保険会社により異なります。詳細は加入している生命保険会社にご相談ください。



指定代理請求制度・指定代理請求特約

指定代理請求制度・指定代理請求特約とは？



指定された代理人が被保険者本人に代わって給付金等を請求をする生命保険会社独自の制度です。契約のときや契約した後に、契約者が代理人を指定します。

- ※契約者と被保険者が別人の契約では通常、被保険者の同意が必要です。
- ※利用できる範囲は生命保険会社によって異なります。生命保険会社によっては利用できない場合もあります。
- ※契約者が行う手続きについて、契約者本人に代わって手続きを行うことができる制度(特約)も取り扱っている会社もあります。詳しくは加入している生命保険会社にご相談ください。

代理人になれる人は？



生命保険会社によって異なりますが、被保険者の配偶者や、直系血族、同居している親族(3親等内)などが代理人になることができます。

※制度および特約の名称は生命保険会社により異なります。詳細は加入している生命保険会社にご相談ください。

事例 4 保険金の受取人が亡くなった

契約者(本人)は、死亡保険に加入。最近、判断能力が低下。
受取人である妻(母)が死亡。受取人の変更が必要になった。



家族が困ること



受取人を自分に変更したいけれど「**お父さんが認知症だから変更できない**」と言われた。どうしよう。

このほか、受取人が認知症等になり、契約者(本人)が亡くなったとき保険金の請求が難しくなるといったケースもあります。

事前に備えられること

認知症等になると、本人の意思が確認できなくなるため、法的な手続きや契約などができなくなります。こうした場合、本人に代わり手続きを行うことができるのは、通常、成年後見制度における成年後見人や任意後見人に限られます。

一つの選択肢として事前に任意後見人を決めておき、信頼できる家族が代わりに手続きをできるようにすることも検討してみましょう。(📖 13ページ参照)

(財産管理の一つの方法として、家族信託という仕組みもあります。(📖 14ページ参照))

認知症等になった後の財産管理に希望がある場合は、家族等と相談をしておく。

認知症等になった後の財産管理について事前に決めておく方法として、任意後見人を決めておくことや家族信託を検討する。

※事例における取扱いは生命保険会社により異なります。詳細は加入している生命保険会社にご相談ください。

3

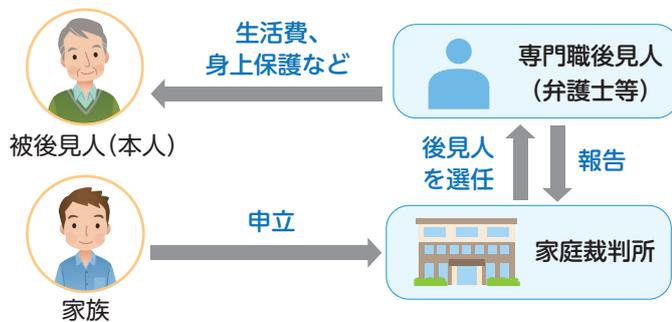
どのような制度や仕組みがあるの？



3-1 成年後見制度

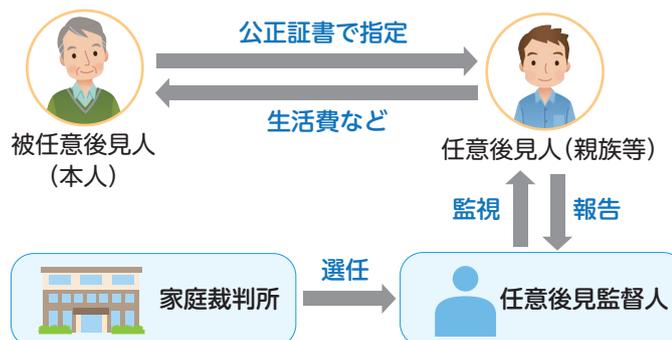
認知症などの理由で判断能力が不十分な場合、不動産や預貯金などの財産管理、介護サービスや施設の入所などの契約、遺産分割の協議などを自分で行うことが難しい場合があります。このような判断能力が不十分な方々を保護し、支援する国の制度が成年後見制度です。成年後見制度には、次の2種類があります。

① 法定後見制度



認知症などで既に判断能力が低下してしまった人のために、家族等が申立てをした後、家庭裁判所によって成年後見人等が選任され、本人の生活・医療・介護・福祉など身の回りの事を保護・支援します。「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できます。

② 任意後見制度



本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ自分が選んだ任意後見人に、判断能力が将来低下したときにサポートしてもらう内容を事前に契約で決めておく制度です。本人の判断能力が低下した後、任意後見人が家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てを行い、選任された任意後見監督人の監督のもと、本人の保護・支援を行います。

参考：公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート <https://www.legal-support.or.jp/>

3-2 家族信託

家族信託は、財産管理の一つの手法です。本人が保有する不動産や預貯金などの資産を、目的(例えば、認知症対策・老後の生活資金・介護費など)を決めて家族に託し、その管理や処分を代わりに行ってもらう民間の事業者が提供する仕組みです。「委託者」「受託者」「受益者」の3人から成り立ちます。



委託者

自分が保有する資産を託す人



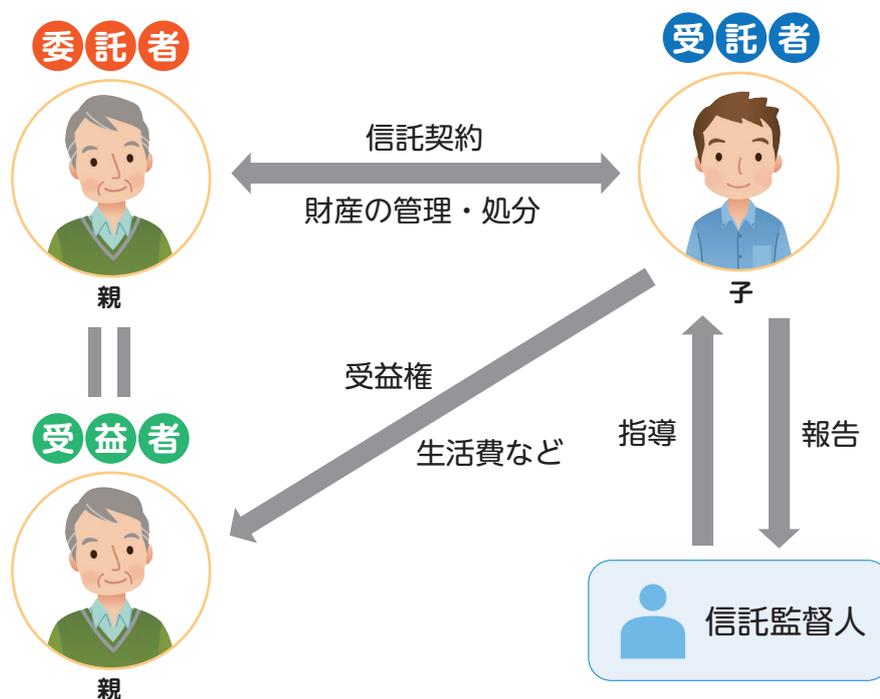
受託者

資産を託されて、信託の目的の中でその資産を管理・運用・処分する人



受益者

信託された資産から生まれる収益等の利益を受け取る人



確認

家族信託の詳細や利用方法等については、弁護士や司法書士等へご相談ください。

監修者より

認知症になりたくないというのは皆さんが共通して持っている思いだと思います。しかし、どれだけ予防策を取ったとしても一定の割合の方が認知症になるのも事実です。認知症になった時のことを考えると気が滅入るので考えないようにしているという人も多いと思いますが、認知症になったら何もできなくなるわけではなく、適切な支援があれば認知症になってからも人生を楽しむことは十分できます。

認知症になってからも充実した生活を送るためにも、もしもの時のための保険金や給付金が自分を支援してくれる家族の手に確実に渡るよう備えておくことが重要です。なかなか家族の方からは言い出しづらいことでもあるので、契約している皆様の方から年末年始やお盆など、一年の節目の時期に家族に伝えておくことを提案します。皆様の思いが家族に伝わり、きずなが強まることも期待できるでしょう。

成本 迅 (なるもと じん)

京都府立医科大学大学院医学研究科教授

京都府立医科大学大学院医学研究科博士課程修了。主な研究領域は、認知症患者の認知機能及び精神症状や脳画像を用いた精神疾患の臨床研究など。一般社団法人日本意思決定支援推進機構の代表理事を務めるとともに、著書に「実践!認知症の人にやさしい金融ガイド 多職種連携から高齢者への対応を学ぶ」(クリエイツかもがわ)や「認知症の人の医療選択と意思決定支援」(クリエイツかもがわ)など多数。



お客さま相談窓口

(2021年2月現在)



生命保険の相談は、加入している生命保険会社の担当者または、以下の問合せ先にご連絡ください。

※最新の問合せ先は生命保険協会のホームページでご確認ください。

<https://www.seiho.or.jp/>

あ行	アクサ生命保険株式会社	0120-030-775
	アクサダイレクト生命保険株式会社	0120-953-831
	朝日生命保険相互会社	0120-714-532
	アフラック生命保険株式会社	0120-5555-95
	イオン・アリアンツ生命保険株式会社	0120-953-863
	SBI生命保険株式会社	0120-272-811
	エヌエヌ生命保険株式会社	0120-521-513
	FWD富士生命保険株式会社	0120-211-901
	オリックス生命保険株式会社	0120-227-780
か行	カーディフ生命保険株式会社	0120-820-275
	株式会社かんぽ生命保険	0120-552-950
	クレディ・アグリコル生命保険株式会社	0120-60-1221
さ行	ジブラルタ生命保険株式会社	0120-37-2269
	住友生命保険相互会社	0120-307-506
	ソニー生命保険株式会社	0120-158-821
	ソニーライフ・ウィズ生命保険株式会社	0120-966-066
	SOMPOひまわり生命保険株式会社	0120-273-211

た行	第一生命保険株式会社	0120-157-157
	第一フロンティア生命保険株式会社	0120-876-126
	大樹生命保険株式会社 (旧三井生命保険株式会社)	0120-318-766
	大同生命保険株式会社	0120-789-501
	太陽生命保険株式会社	0120-97-2111
	チューリッヒ生命	0120-860-129
	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社	(旧営業支社での加入) 0120-301-396 (金融機関等での加入) 0120-302-572
東京海上日動あんしん生命保険株式会社	0120-016-234	
な行	ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社	0120-817-024
	日本生命保険相互会社	0120-201-021
	ネオファースト生命保険株式会社	0120-312-201
は行	はなさく生命保険株式会社	0120-8739-17
	富国生命保険相互会社	0120-259-817
	フコクしんらい生命保険株式会社	0120-700-651
	プルデンシャル生命保険株式会社	0120-810-740
	PGF生命(プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社)	(金融機関等での加入) 0120-56-2269 (旧大和生命での加入) 0120-28-2269
ま行	マニユライフ生命保険株式会社	0120-063-730
	三井住友海上あいおい生命保険株式会社	0120-324-386
	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	0120-125-104
	みどり生命保険株式会社	0120-566-322
	明治安田生命保険相互会社	0120-662-332
	メットライフ生命保険株式会社	0120-880-533
	メディケア生命保険株式会社	0120-315056
	ライフネット生命保険株式会社	0120-205-566
ら行	楽天生命保険株式会社	0120-977-010



生命保険の相談・苦情の連絡先

生命保険に関するさまざまなご相談やご照会、苦情を受け付けています。豊富な専門知識を持った相談員がお話を伺うので、お気軽にご相談ください。

生命保険相談所

受付時間

9:00 ~ 17:00 (土・日曜、祝日、年末年始を除く)

※年末は12月28日まで、年始は1月4日から業務を行っています。

電話での相談

 **電話：03-3286-2648**

※生命保険相談室への通話内容は、サービス品質の向上を目的として録音させていただいております。あらかじめご了承ください。

来訪での相談 (※16:00までにお越し下さい。)

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階(生命保険協会内)

全国50ヶ所に生命保険相談所の連絡所を設置しています。

近くの連絡所の問合せ先は生命保険協会のホームページでご確認ください。

 <https://www.seiho.or.jp/>

裁定審査会のご案内

生命保険相談所が苦情を受け付け、生命保険会社とご契約者等との間で十分に話し合いをしても問題の解決が見つからない場合、中立・公正な立場から裁定(紛争解決支援)を行う「裁定審査会」を設置しています。

生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても問題が解決しない場合、裁定審査会に申立てることができます。



チェックリスト



契約者本人が元気なうちに、家族と備えておけることをチェックしてみましょう。



- 1 生命保険に加入していることや保険契約の内容を家族に話す  8~9
ページ
- 2 保険証券などの契約関係書類は、保管場所を決めて家族と共有する  8~9
ページ
- 3 代理請求の仕組みを活用しているか確認  10~11
ページ
- 4 代理請求を活用している場合は、指定代理請求人を誰にしているか確認し、その人に指定されていることを伝える  10~11
ページ
- 5 認知症等になった後の財産管理について家族等と相談する  12~14
ページ
- 6 財産管理の方法として、任意後見人を決めておくことや家族信託を検討する  12~14
ページ

生命保険契約者のみなさまへ「家族と備える認知症」

監修者：成本 迅（京都府立医科大学大学院医学研究科教授）

発行日：2021年2月

発行：一般社団法人 生命保険協会

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

電話：03-3286-2624(代表) FAX：03-3286-2730

ホームページ：<https://www.seiho.or.jp/>



この印刷物は色覚の個人差を問わず、より多くの人に見やすいよう、
カラーユニバーサルデザインに配慮して作られています。